

令和2年5月28日

保護者の皆さまへ

尼崎市長

兵庫県の休業要請の解除に伴う保育施設（事業所）の受け入れについて（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和2年6月1日以降、兵庫県の休業要請を行う施設が全て解除されるため、本市の対応につきましては、次のとおりと致します。

1 保育施設（事業所）の開所について

保育施設（事業所）につきましては、園児や職員が罹患している場合等を除き、感染予防対策を厳重に徹底したうえで開所します。

2 在宅保育のお願いについて

保育施設は濃厚接触の場となるため、可能な限り在宅での保育を行っていただきますようお願い致します（原則テレワークを含む）。

3 実施期間について

令和2年6月1日（月）から

4 保育料等について

これまでどおり、新型コロナウイルス感染防止のため、家庭での保育にご協力いただいた場合は、引き続き、日割り計算等による軽減措置を実施致します。（6月30日（火）までの間について。7月以降は未定。）

以上